

# IADSA NEWSFLASH

2023年7月

## 規制ニュース



### ASEAN

#### 新たな複雑性

伝統的医薬品と健康補助食品に関するASEAN製品作業部会は、7月にフィリピンでパンデミック後初めて合同会議を開催した。現在、PWGの議長国はフィリピンに変わり、シンガポールが副議長に就任している。

インドネシアは、TMHS協定の採択に合意するとともに、伝統的医薬品に関する宣言を提出し、伝統的医薬品に関連する遺伝資源と伝統的知識を保護するための措置をとることを認めた。

この会議では、インドネシアによるこの宣言を「留保」と見なすべきか、それとも単に「宣言」と見なすべきかが議論の焦点となった。各国政府は今後、国家レベルでインドネシアの宣言をより詳細に検討する必要がある、協定の最終署名が遅れる可能性がある。

### 中国

#### DHAサプリメントの市場アクセスの迅速化

中国は最近、申請(届出)対象となるサプリメントの原材料リストを拡大する通知を出した。新バージョンには、「ドコサヘキサエン酸(DHA)」が新たな栄養素として含まれ、DHAサプリメントの市場参入が、より少ない時間とコストで可能になる。

新しい要件は、成人集団が対象の製品に適用される。また、DHAの1日最小量は200 mg、最大値は1000 mgに設定されている。新たな物質のDHAが追加されたことで、以下の機能および解釈も追加された:

機能性表示:n-3系多価不飽和脂肪酸サプリメント

解釈:

- n-3系多価不飽和脂肪酸は人体にとって必須脂肪酸である。
- 食事のn-3系多価不飽和脂肪酸は、総エネルギーの0.5~2%とする。
- 血中脂質(トリグリセリド)の健康的な値の維持を助ける。

この通知には、以下の改正も含まれている:

- 新たなカルシウム源として「カゼインホスホペプチド+カルシウム」(最小200 mg~最大1000 mg) –授乳婦に適している
- 新たな鉄源として「塩化ヘミン」(最小5.5 mg~最大20 mg) –授乳婦に適している

- ビタミンKの新規化合物源として「ビタミンK2(合成法)」(最小15 mg~最大100 mg) –授乳婦に適している。

### インド

#### RDA: 遵守期限の延長

食品当局は、2020年に発表される改訂RDAに適合する製品の表示遵守期限を延長した。製品の処方見直しや未使用の包装在庫が直面している課題のために、延長されることとなった。特筆すべきはRDA2020が2021年7月16日および8月2日付の指示により通知されたビタミン、ミネラル、アミノ酸に関するものであるということだ。今回の延長は2023年7月1日から6ヶ月間である。

### 台湾

#### FDAがトランスレスベラトロールをサプリメントとして認可

台湾食品医薬品局(FDA)は先日、特定種のトランスレスベラトロールの使用およびラベル表示を、一日当たりの摂取量が150 mg/日を超えないことを条件に認可した。

この規制の対象となるのは、出芽酵母のEFSC4687株(遺伝子組み換えビール酵母)由来のトランスレスベラトロールの使用およびラベル表示である。トランスレスベラトロールを配合する成分は、純度98%かつ遺伝子組み換え作物(GMO)や遺伝子セグメントを排除するための精製工程を経ている必要がある。

鉛やカドミウムのような重金属は1 ppm未満でなければならず、一方でヒ素は1.5 ppm、水銀は0.1 ppm未満でなければならない。

さらに、この成分を配合する製品の使用は成人に限られること、妊婦または授乳婦の使用は避けること、薬を飲んでいる人は製品を摂取する前に医師に相談することをラベルに表示して消費者に知らせなければならない。

## タイ

### 最大値の導入

タイは、WTOに対し、サプリメントに使用するビタミンおよびミネラルの最大値案を提出した。タイのFDAは特定の栄養素の最大値をASEANのそれと合わせることを決定した一方で、当局は未だ、ビタミンA、D、E、K、B6、葉酸、ニコチンアミド、カルシウム、モリブデンおよびセレンについては国独自の上限値を継続している。ビタミンDの上限値は5 µgから15 µgに引き上げられた。

## 韓国

### 円滑な申請のためのガイドライン

食品医薬品安全処(MFDS)は、機能性成分の申請に関連する要件を理解しやすくするため、「保健機能食品の機能性成分認定のための書類作成に関するガイドライン」を更新した。同ガイドラインでは、申請の以下の点に関する事項を明確にしている:

健康機能食品規格基準で届出されていない成分。機能性の追加、機能性成分の摂取量や製造規格の変更。

機能性の追加、摂取量や製造方法、規格、記載されている機能性成分の安全性または機能に影響を及ぼす可能性のある項目の追加または変更。

ガイドラインでは、機能性成分は法律を遵守し、安全性および機能性についての確認がなされなければならないとしている。

申請には原料、開発の経緯、国内および海外での認知や使用状況、製造方法、原材料の特性、伝統的な使用、毒性試験結果などが含まれ、これをMFDSが審査し、製品の安全性を保障できるようにしている。

機能性の証拠として、当局は研究のタイプやレベル、ヒトへの適用試験、動物試験、in vitro試験結果の同一性や関連性などを考慮する。ヒトへの適用試験では、試験デザインや被験者の適切性、有意な結果の有無、提案されている1日の推奨摂取量で機能が達成されるかどうかを検討し、データがヒトの体内で機能的であることを実証しなければならない。

新たな申請は、検体と検査報告書と合わせて、MFDSに提出しなければならない。



## EU

### EFSAはビタミンB6の上限値の引き下げを確認

EFSAはビタミンB6の改訂上限値に関する最終意見を発表し、現行の上限値を50%引き下げるという中間結論を確認した。上限値は25 mg/日から12 mg/日に引き下げられる。この意見の中で、EFSAは今後の研究に関する一連の推奨事項についても以下のように提言している。:

ビタミンB6の異なるビタミンの毒性プロファイルの潜在的な違いに関する追加研究が必要である。

トキシコキネティクスやトキシコダイナミクスに関する追加研究は、不確実性係数の算出をより精緻化するのに役立つと思われる。

ビタミンB6の毒性の機序についての更なる調査が必要であり、個人の感受性に影響を及ぼす可能性のある遺伝的形質の同定が必要である。

年齢や性別、後成的遺伝学といったその他の要因がビタミンB6の神経毒性にもたらす影響をさらに調査する必要がある。

現行のデータセットをさらに調査または分析し、高用量のビタミンB6摂取が骨の健康に及ぼす役割を明らかにする必要がある。

### 葉酸の上限値は変更なし

EFSAは以前に設定したすべての集団グループに対し、葉酸の上限値を維持することを決定した。すなわち、成人(妊婦および授乳婦を含む)に対する1000 µg/日という上限値は変わらない。この意見案は6週間、公開諮問を受け付けている。

EFSAは、葉酸の上限値(前回の更新を参照)に関する公開諮問の開始に加え、「葉酸の耐容上限摂取レベル更新のための準備作業」に関する外部科学技術報告書も発表した。この報告書は、葉酸/葉酸の耐容上限摂取レベルを導き出すために使用できる科学的証拠を収集・評価することを目的としている。

### E422、E471、E475、E476の移行措置が明確化

欧州委員会は、E422、E471、E475、E476の新たな規格に関する移行措置の解釈について、ガイドライン/明確化事項を発表した。これは、主に毒性成分(ヒ素、鉛、水銀及びカドミウム)の最大値を引き下げることが目的としている。

当文書によると、2024年1月20日以降、製品が「最終品」であり、サプライチェーンによって更なる変更が加えられないことを条件に、使用期限が切れるまで販売することができる。

### 食品酵素の曝露評価に関する新たな指針

欧州食品安全機関(EFSA)は先日、食品や飼料に使用される酵素の曝露量を推定し、その安全性を評価する方法についての指針を発表した。

## ベルベリン、ウイキョウ、及びヒドロキシエン酸含有植物製剤 (HCA)

EFSAIは、ベルベリン、ウイキョウ、及びヒドロキシエン酸含有植物製剤 (HCA) の安全性評価を行うためのプロトコールについて諮問を行っている。この評価は、加盟国がいわゆる第8条手順を開始するために要請があったことを受けたものである。:

ベルベリン: フランス食品・環境・労働安全衛生庁 (ANSES) は、ベルベリンを含む植物をサプリメントの原料として使用することの安全性について、フランス当局が実施した科学的評価を発表した。ANSESの見解では、ベルベリンを含む植物または植物製剤を使用したサプリメントの摂取は、胃腸障害、低血糖、低血圧などのリスクをもたらす可能性がある結論づけられている。

ヒドロキシエン酸が含まれる植物: スペイン当局は、スペイン食品安全栄養庁 (AESAN) が実施したリスク評価に基づき、HCAを含む *Garcinia gummitutta* (L.) Roxb. の果実の果皮の摂取に関連する消費者への潜在的リスク(肝障害)について懸念を表明した。

フェンネル: ドイツ当局は、ドイツ連邦消費者保護・食品安全局の報告書およびドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR) が実施した乳幼児向けウイキョウ茶のリスク評価に基づき、主にこれらの調製物にエストラゴールが含まれることによる、ビターフェンネルおよびスイートフェンネルの果実調製物の摂取に関連する乳幼児および幼児への潜在的リスクについて懸念を表明した。

## プロバイオティクスの表示に関する懸念

EU加盟国と欧州委員会の最近の会合で、オーストリアはフランス当局に対し、フランスにおいてプロバイオティクスという用語がサプリメント部門で使用が許可されたことについて説明を求めた。欧州では現在、この用語の使用が禁止されているにもかかわらず、いくつかの加盟国が許可していることに懸念が示された。欧州委員会は各国に対し、自国市場のEU規則への適合性を確保するための措置を講じるよう促した。会場では意見が分かれたため、ワーキンググループでこのテーマに取り組むことが提案された。

## EGCG: ラベル表示要件を適用するタイミング

欧州委員会は先日、ベルギーから、緑茶抽出物に含まれるエピガロカテキン-3-ガレート (EGCG) に関する表示要件\*が、香料を目的として使用される緑茶にも適用されるかどうかを明確にするよう求められた。欧州委員会は、この要件は栄養学および生理学的な目的で使用されるEGCGにのみ適用されるものであり、つまり香料には適用されないことを明らかにした。

*\*同じ日に緑茶を含む他の製品を摂取している場合は、摂取しないでください。妊婦、授乳婦、18歳未満の方は摂取しないでください。空腹時は摂取しないでください。*

## Help!

EFSAIは先日、情報やITツールの開発に関する最新情報、新しい研修資料やイベントに関するアラート、よくある質問などを見つけるためのLinkedInコミュニティを作成した。また、LinkedInのグループでは、申請者が他の同業申請者、研究室、研究代表者と交流できるようにすることも意図されている。

## ニュートリビジランス・システムの連携

欧州食品安全機関 (EFSA) は、ニュートリビジランス・システムの情報とサプリメントに含まれる潜在的に毒性のある植物性物質を相互に連携させるための知識コミュニティの構築の可能性を探ることを目指している。2021年に、サプリメントは、EFSA科学委員会および諮問フォーラムから提起された安全性への懸念を受けて、新興リスク交換ネットワーク (EREN) が注目するカテゴリーとして特定された。

ERENは先日、以下に重点を置くべきだと提案している: 選択的アンドロゲン受容体モジュレーター (SARMs) に関する作業、新興リスクの同定のために実施されているニュートリビジランス制度の活用、植物由来のサプリメントに焦点を当てること、QSAR/read-acrossで毒性が予測される物質を含む植物を原料とするサプリメントをマッピングするためにEFSA Compendium of Botanicalsを活用すること、サプリメントに関する知識コミュニティを構築する可能性を探ること、この分野における新興リスク同定に関心を持つERENとStaDG-ERのメンバーを結びつけること。

2023年のERENプログラムには、EFSAの外部助成金/調達として委託される、植物由来サプリメントに関する知識コミュニティの形成のための2年間プロジェクトが含まれており、以下の2つのタスクがある:

欧州内外のニュートリビジランス・システムを特定し、サプリメント摂取と健康への悪影響との関連情報を分析すること。

EFSA Compendium of Botanicalsを活用し、毒性が予測される(すなわち実験的エビデンスがない)懸念のある植物由来物質を特定し、これらの物質を含む植物種を追跡し、これらの植物がサプリメントに使用されているかどうか(どのレベルで使用されているか)を確認すること。

## 食品廃棄に取り組む: 今すぐ行動を

欧州委員会のステラ・キリアキデス保健・食品安全担当委員は、食品ロスや食品廃棄への対策について、産業界がより積極的に取り組むよう呼びかけた。

キリアキデスは欧州産業界に宛てた通信の中で、この目標にコミットしている企業はごく少数(責任ある食品ビジネスとマーケティング慣行に関するEU行動規範の署名者488社のうち30社)に過ぎないことを強調した。

EUコードには、国連の持続可能な開発目標ターゲット12.3に沿って、2030年までに小売店および消費者レベルでの一人当たりの食品廃棄量を半分に減らし、食品生産およびサプライチェーンにおける食品ロスを削減するという目標が含まれている。

企業の取り組みを支援するために、さまざまなプラットフォームを構築する必要がある。

食品ロスと食品廃棄に関するEUプラットフォームは、食品廃棄を防止するために必要な措置を定義し、ベストプラクティスを共有し、長期的な進捗状況を評価することで、すべての関係者を支援することを目的としている。

EUの食品ロス・食品廃棄防止ハブは、リソースや最新の開発、グッドプラクティスの共有を可能にする。

## 科学的ハブ

EFSAは新しいハブ「欧州食品リスク評価 (FRAE)」を立ち上げた。これは、EU全域の国家食品安全機関から厳選された科学論文に自由にアクセスできるリポジトリである。FRAEは必要に応じて英語の抄録と要約を提供する。論文は国や言語でフィルタリングすることができる。

## EFSA大要：改訂版

EFSAは、2023年10月までに、植物に含まれ、ヒトの健康に影響を及ぼす可能性のある天然由来物質の毒性特性を確定することを目指している。スクリーニングされた2,701種の植物のうち、1,537物質が懸念のある物質とみなされた。

EFSA大要COMBOデータベースの新版は2024年初旬に公表される予定である。

この大要は、リスク評価者やリスク管理者が植物由来製品の安全性を評価するためのツールとして開発された。しかし、EFSAのウェブサイトでも強調されているように、「この大要には法的または規制的な効力はなく、製品または物質の法的分類に関連する意見の相違や紛争における裏付けや証拠として使用することはできない」とされている。

## フランス

### 植物由来サプリメント：相互作用と副作用

フランスの食品および栄養に関する科学的評価当局(ANSES)によると、サプリメントに含まれる植物成分が消費者にリスクをもたらす可能性があるという。こうした成分のなかには、医薬品と相互作用するものもあり、必ずしもサプリメントに正しい使用説明が付いているわけではない。「こうしたサプリメントを摂取することは、必ずしも消費者のニーズに適合しているとは言えず、『深刻な影響』をもたらす可能性さえある」とANSESは述べている。

ANSESは、薬用植物からの警告をサプリメントに拡大することの妥当性について検討した意見を4月に発表した後、118の植物について、潜在的な相互作用と禁忌に対応するスプレッドシートを作成した。例えば、クロウメモドキの樹皮を原料とするサプリメントは、心不全や腎不全の人には厳禁である。

意見書の中でANSESは、サプリメントに認可された植物、植物の部位、用途、レベルのリスト、およびそれらの使用を管理する制限と警告について、欧州で調和を図るよう求めている。EUに拡大されたニュートリビジランス制度も提案されている。

## 環境強調表示に関する指針

環境強調表示の実質的指針の新版が公開されている。

消費者を対象としたこのガイドの目的は、使用されている様々な強調表示を理解するための鍵を提供することにある：

例)「オーガニック」や「ナチュラル」とは何を意味するのか？「リサイクル」製品を選ぶ際の注意点とは？

「環境強調表示指針」は、2021年から2022年にかけて1100社の環境強調表示をチェックする政府調査の結果を受けて発行された。チェックした企業の4分の1が立証されていない主張をしていたとみられる。

## 英国

### より簡単に！

食品基準庁(FSA)とスコットランド食品基準(FSS)は、新規添加物、新規食品、新規香料、PARNUTsなど、英国で販売する前に認可が必要だった12の規制対象製品について、事業者が申請を行うための新システムを開始する。規制製品申請の承認プロセスは、大きく分けて4つの段階からなる。1.バリデーション、2.リスク評価、3.リスク管理、4.認可。FSAは毎年約350件の申請を受けると見込んでいる。新システムは、申請者にとってより効率的で簡単なものであると紹介されている。



## 米国

### FDAの再編成

FDAのヒト食品プログラム再編成を行う最近の更新において、現在の栄養補助食品プログラム局(ODSP)を新しい食品化学安全・栄養補助食品・イノベーション局内に移転することを発表した。FDAが提案したヒト食品プログラム(HFP)の組織図によると、食品化学安全・栄養補助食品・イノベーション局は、食品化学安全性の近代化と監視強化、栄養補助食品の安全性の向上、及びHFPが食品成分のイノベーションを支援し効果的に規制できるようにすることに取り組む。米国の業界団体はこの提案に懸念を表明している。

### 環境防衛基金が食品中の二酸化チタンの撤回を要請

食品医薬品局は、キャンペーン団体の環境防衛基金らによって提出された着色料添加物の請願書の申請を受け、食品中での二酸化チタンの使用を許可している色素添加物規制の廃止を提案すると発表した。

### 医療貯蓄口座によるサプリメントへのアクセス拡大

超党派の議員立法として、国内歳入法(IRC)を改正し、サプリメントを適格医療費に含める法案が最近下院に提出された。この改正により、アメリカ人は医療貯蓄口座(HSA)やフレキシブル支出口座(FSA)を利用してサプリメントを購入できるようになる。

この法案は、IADSAの会員である米国ハーブ製品協会、栄養評議会、United Natural Products Allianceが支持している。



## オーストラリア

### プロバイオティクスの品質

TGAは新たな「リスト記載のプロバイオティクス医薬品の品質に関するガイドライン」に関するフィードバックを求めている。

このガイドラインの目的は、1989年治療品法 (the ACT: the Therapeutic Goods Act 1989) に基づき、企業がプロバイオティクス医薬品の品質を確保するための規制要件を満たすことを支援することであり、プロバイオティクス医薬品の品質と安定性の確保に関連する適用法令を提供することにより、企業を支援することである。

本ガイドラインは、Australian Register of Therapeutic Goods (ARTG) に登録されているAUST LまたはL(A)番号のプロバイオティクス医薬品に適用される。

本ガイドラインは、不活性化された非生存微生物および/またはその成分 (ポストバイオティクスまたはパラバイオティクスとして知られる) である明確な成分に治療活性が帰属する医薬品には適用されない。ポストバイオティクスがプロバイオティクス医薬品の中の明確な有効成分である場合、本ガイドラインはプロバイオティクス製品に適用される。

## ニュージーランド

### 治療製品法案が議会を通過

ニュージーランド治療製品法案は、2023年7月19日にニュージーランド議会の第3読会を通過し、2026年9月に施行される。

この法案は、サプリメントを治療用自然健康製品として規制するための新たな枠組みを確立するもので、新法となるものを管理する新たな規制当局の設立を要請している。

許容される成分や製品の強調表示など、規制体制の実務に関する二次法はまだ策定されておらず、2026年9月1日までに整備される必要がある。

2026年後半まで、現行の1981年医薬品法 (及び医薬品規制) と1985年サプリメント規制は有効となる。



## エジプト

### ビタミン・ミネラルの最大値

エジプトの国家食品安全局 (NFSA) と医薬品局 (EDA) は、サプリメントに含まれるビタミンとミネラルの許容量に関するホワイトリストを発表した。これより高濃度のサプリメントは医薬品とみなされる。

## 南アフリカ

### 通常どおりのビジネス

SAHPRAは、カテゴリD医薬品の規制のためのロードマップと移行プロセスに関するガイドラインを発行し、これにサプリメントも含まれる。

本文書は、一般規則施行後の認可および登録申請の提出を含む、カテゴリD医薬品の規制経路に関するロードマップおよび一般的な概要を定めたものであり、ヒトに使用される医薬品 (DSおよびHS) に適用される。

業界が提起した課題に対して、SAPHRAからの譲歩はまだない。要するに、要件は現行法に匹敵すると思われる。



## アルゼンチン

### 検討中の大麻

アルゼンチンは、食品へ的大麻派生物の使用を認可することを提案しており、続いてサプリメントへの使用が許可される。

7月14日から8月12日まで、国家食品委員会 (CONAL) は大麻派生物の使用を認可する提案についてコメントを受け付ける。この提案は、以下の点について認可を求めるものである:

- アルゼンチン食品基準第 917 条に基づき、食用種子としての、THC1%以下のカンナビス・サティバ L. の種子
- アルゼンチン食品法典の第1407条に、大麻種子粉 (タンパク質含有量20%以上) の追加
- 第536条にヘンプシードオイルの追加

### サプリメントに使用される加水分解コラーゲン

アルゼンチンは、食品規制に加水分解コラーゲンを含めることを提案している。7月13日から8月12日まで、国家食品委員会 (CONAL) は、アルゼンチン食品法第1417条に基づき、加水分解コラーゲンを食品規定に含める提案についてコメントを受け付ける。この提案は、加水分解コラーゲンをサプリメントにのみ認可しようとするもので、通常の食品は認められない。これは個別のケースごとに承認されており、加水分解コラーゲンを含む製品はすでに市場に出回っているが、これは「新規食品」手続きの下でのことである。この提案が承認されれば、当該成分の事前認可なしに、サプリメントの成分として認められることになる。現行の第1417条に含まれるコラーゲンの条件と仕様に準拠する必要がある。



## ロシア

### サプリメント教育に関する法案

4月に、ロシア連邦の教育に関する連邦法を改正し、教育プログラムや行事の義務的通知を導入する草案が国家議会 (ロシア議会) に提出された。

法案では、サプリメントの使用に関する教育を提供する個人および法人には、以下のことが義務付けられるとされている:

目標と目的、スケジュール、形式、会場、対象者、主催者について参加者に知らせること;

教育活動について、開催予定日の14営業日前までに連邦当局に通知すること。

同法案は、教育活動を、国家教育免許の対象外であり、個人の知的、文化的、創造的、身体的、および／または専門的能力開発の分野において、知識や経験を普及させ、技能、能力、価値、能力を開発することを目的とする活動と定義している。同法案の起草者たちは、この届出手続きは、悪意を持って行動する人々による研修やセミナーの潜在的な悪用を防止するのに役立つと同時に、国民にさらなる保証と保護を提供するものであると考えている。

## グー ル

### 二酸化チタンの安全性に関する JECFAの結論は今年後半に出される予定

FAOとWHOが共同で運営する国際科学専門委員会であるJECFAは、2023年最終四半期に食品添加物である二酸化チタン (INS171) の安全性について言及し、2024年初頭に意見を発表する予定である。

欧州食品安全機関 (EFSA) が、二酸化チタンを食品添加物として使用する場合は安全とは考えられないという結論を出したことを受け、コーデックス食品添加物委員会 (CCFA) は2021年、JECFAによる二酸化チタンの安全性再評価の要請を支持した。二酸化チタンの新しいJECFA規格は2012年に制定されたが、最後の毒性学的評価は1969年に実施されたことが指摘されている。JECFAの結論は、二酸化チタンの安全性をめぐる不一致に対処するものとして大いに期待されている。

EUの食品 (サプリメントを含む) に含まれる二酸化チタンの禁止令は、6ヶ月の移行期間付きで2022年初めに施行され、遺伝毒性の懸念が否定できないというEFSAの結論に基づいていた。しかし、EUの決定は、オーストラリア・ニュージーランド食品基準庁 (FSANZ)、カナダ保健省、英国食品基準庁 (FSA) を含む他の機関によって却下された。これらの国々は、この添加物の禁止令を施行していない。

### アスパルテームの安全性が再確認される

FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) と国際がん研究機関 (IARC) は、アスパルテームに関連するリスクを同時に評価してきた。最近、甘味料の健康への影響に関する評価が、この2つの組織から発表された。

アスパルテームの一日摂取許容量 (ADI) である0~40 mg/体重kgを変更する十分な理由がないことを確認したことで、JECFAはアスパルテームの安全性を再確認した。これは、コーデックス食品添加物委員会 (CCFA) が、サプリメントを含む多くの食品カテゴリーにおける甘味料の規定を再確認するのに役立つはずである。

IARCの結論に基づき、アスパルテームは、ヒトにがん (特に肝臓がん) を引き起こす可能性があるという限定的なエビデンスに基づき、「ヒトに対して発がん性がある可能性がある」(通称グループ2B) とされる世界保健機関 (WHO) の監視対象物質に加えられることになる。IARCはまた、実験動物での発がんに関するエビデンスは限られており、発がんの可能性のある機序に関するエビデンスも限られているとしている。文脈を整理すると、グループ2B (ヒトに対して発がん性がある可能性がある) には65度以上の非常に熱い飲料や漬け物が含まれ、リスクの高いグループ1 (発がん性物質) には加工肉が含まれる。

International Alliance of  
Dietary/Food Supplement Associations  
International Non-Profit Organisation  
Gridiron Building, One Pancras Square,  
London, N1C 4AG, United Kingdom  
Website: [www.iadsa.org](http://www.iadsa.org)

IADSA

International Alliance of Dietary/  
Food Supplement Associations